

一般社団法人 湘南にのみや観光協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 湘南にのみや観光協会(以下「協会」という)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県中郡二宮町に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、観光事業の推進と観光資源の開発を図り、二宮町の観光宣伝及び観光客の誘致に関する事業を地元事業者や団体及び住民などと連携して行うことにより、地域社会・文化の健全な発展及び地域経済の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光宣伝及び観光客の誘致
- (2) 観光に関する情報の収集及び提供
- (3) 観光に関するイベントの開催
- (4) 観光資源の保護と開発
- (5) 観光に関する調査、研究
- (6) 観光物品等の開発、宣伝、販売及びその支援
- (7) 観光に関わる団体・個人等の支援及び連携の推進
- (8) 国内外観光客の受入れ環境の整備
- (9) 地方公共団体等から委託される観光事業の受託
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する事業は、二宮町及びその周辺において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人の会員は、次の2種とする。

(1)正会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人、法人又は団体

(2)賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を推進・支援するため入会した個人、法人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込むものとする。

2 入会は、総会において別に定める入会及び退会規程に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第8条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、会費規程において別に定めるところにより賛助会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の議決を行う場合、その総会の日から10日前までに、その会員に対しその旨通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

3 前二項により除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、

これを返還しない。

(会員名簿)

第12条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(会員の資格喪失)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である法人若しくは団体が解散したとき。
- (3) 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。

第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額の決定又はその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 入会の基準及び会費の金額
 - (6) 会員の除名
 - (7) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
 - (8) 解散及び残余財産の処分
 - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
 - (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (種類及び開催)

第16条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

第 17 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 2 週間前までに通知を発しなければならない。

3 会長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第 18 条 議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第 19 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(定足数)

第 20 条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 21 条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項前段及び第 2 項の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

(書面議決等)

第 22 条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前二条の適用については、書面議決又は議決権の行使を委任した正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催された日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数
 - (3) 出席した正会員の数並びに書面表決した者及び議決権の行使を委任した者の数
 - (4) 議事の経過の要領及びその結果
 - (5) 出席した理事及び監事の氏名
 - (6) 議長の氏名
 - (7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
 - (8) その他法令で定められた事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印するものとする。

第5章 役員等

(役員を設置)

第24条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、5名以内を副会長、2名以内を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会において選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故あるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、会長の業務執行に係

る職務を代行する。

- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況を監査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) 必要があると認めるときに、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。ただし、請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員任期は、その前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 役員が次の各号の一に該当するときは、いつでも総会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。

(報酬等)

第 30 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前二項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第 31 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第 32 条 この法人は、役員が法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

第 33 条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、任期を定めた上で理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長及び理事会から諮問された事項について意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 34 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (3) 会員の入会及び退会に関する事項
- (4) 規程の制定、変更及び廃止
- (5) 理事の職務執行の監督
- (6) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (7) 顧問の選任及び解任
- (8) その他法令に定める業務

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
- (6) 第 32 条の責任の免除
- (7) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(開催)

第 36 条 理事会は、毎事業年度 3 回以上開催する。

2 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 27 条第 5 号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 37 条 理事会は、会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず前条第 2 項第 3 号による場合は理事が、前条第 2 項第 4 号後段による場合は監事が、理事会を招集する。

- 3 会長は、前条第2項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。
- 6 理事会が必要であると認めたときは、理事以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。
- 3 監事は議決に加わることはできない。
- 4 決議の目的である事項に関し特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催された日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 第27条第4号の規定による監事の報告があった時はその報告
- (4) 第27条第3号の規定による監事の意見があった時はその意見
- (5) 第31条第2項の規定による理事の報告があった時はその報告
- (6) 議長の氏名
- (7) その他法令で定められた事項

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記録された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品及び補助金
- (3) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる果実
- (6) その他の収入

(財産の管理・運用)

第44条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(経費の支弁等)

第45条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

2 毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは翌年度に繰り越すものとする。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 この法人は、第1項の定時総会終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(会計の原則)

第48条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会決議によって変更することができる。

(合併等)

第50条 この法人は、総会の決議により、他の法人法上の法人との合併及び事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第51条 この法人は、法人法第148条第4項から7号までに規定する事由によるほか、総会の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第52条 この法人が解散等により清算をするときに有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 委員会

(委員会)

第53条 この法人の事業を推進するため、理事会はその決議により、委員会を設置する。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 専務理事は事務局長を兼務することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第56条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。ただし、貸借対照表にかかる情報の提供はインターネットを使用する方法により行う。

第13章 附 則

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(設立時役員)

第59条 この法人の設立時役員は次のとおりである。

設立時代表理事 田辺 邦良

設立時理事	山本	秀樹
設立時理事	真下	美紀
設立時理事	二見	直樹
設立時理事	今井	恵子
設立時理事	小林	貴利
設立時理事	松本	篤子
設立時理事	安藤	好幸
設立時理事	大谷	周
設立時理事	高見	利和
設立時理事	宮戸	淳
設立時理事	濱田	治郎
設立時理事	竹原	成実
設立時理事	浅川	あや
設立時専務理事	田中	茂
設立時監事	香坂	政博
設立時監事	佐藤	祐一

(設立時社員)

第 60 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	1	住所	神奈川県中郡二宮町 205
		氏名	田辺 邦良
	2	住所	神奈川県中郡二宮町二宮 134
		氏名	田中 茂

(法令の準拠)

第 61 条 この定款の定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 湘南にのみや観光協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 7 年 4 月 1 日

設立時社員 田辺 邦良 実印

設立時社員 田中 茂 実印